

読谷村体育協会表彰規定

(名称)

第1条 この規定は、読谷村体育協会表彰規定と称する。

(目的)

第2条 この規定は、読谷村体育協会を中心として本村のスポーツ振興普及発展及びアマチュア精神の高揚を図り、もって本村の健全な精神と肉体の増進を期し、村民生活を明るく健康にし、かつ村の建設にスポーツを通して大いに寄与した体育功労者、優秀選手及び優良団体を表彰することを目的とする。

(表彰基準)

第3条 前条の目的達成のため次の条件に該当する者を推薦により第6条の委員会の決定に従い表彰する。ただし、表彰を受ける資格は他の模範となるものでなければならない。

- (1) 本村スポーツの振興及び発展に大きく寄与した優良団体
- (2) 本体協の審判員として10年以上勤めた者
- (3) 本体協の技術力向上に、特に優秀な成績をおさめた者
- (4) 部落の監督又は、指導者として10年以上活躍し、本村スポーツの振興に大きく寄与した者
- (5) その他委員会によって表彰に値すると認められた者

(推薦)

第4条 前条に該当し、表彰するに値すると認められる者があるときは、各行政区の体協長、又は代表者は推薦書を会長に提出するものとする。

(表彰の決定)

第5条 被表彰者の決定は、理事会において決定する。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として陸上競技大会において行うものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状及び記念品を贈りその功績を称える。

附 則

この規定は、1968年1月18日から施行する。

この規定は、1995年7月11日から施行する。

優秀選手表彰細則

- 1 村体協で男子10年以上、女子5年以上の選手歴をもち、下記の条件のいずれかに該当する者。
 - (1) 個人競技で中頭郡大会で優勝した者
 - (2) 村記録を5年以上保持した者
 - (3) 団体競技で中頭郡代表として県民大会に5回以上出場した者
- 2 沖縄県民体育大会で優勝した者。
- 3 国民体育大会に参加した者。